

一般社団法人 日本内分泌学会 定款施行細則

施行	平成 24 年 4 月 1 日	改訂	平成 24 年 4 月 19 日
改訂	平成 24 年 6 月 20 日	改訂	平成 25 年 4 月 25 日
改訂	平成 25 年 6 月 21 日	改訂	平成 26 年 4 月 24 日
改訂	平成 26 年 6 月 27 日	改訂	平成 27 年 4 月 23 日
改訂	平成 28 年 4 月 21 日	改訂	平成 29 年 4 月 20 日
改訂	平成 30 年 4 月 26 日	改訂	令和 元年 5 月 9 日
改訂	令和 2 年 4 月 20 日	改訂	令和 7 年 4 月 23 日

第一章 会 員

- 第 1 条 本法人に入会しようとする者は、定款及び定款施行細則に同意のうえ、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、署名の上、会費とともに代表理事あて提出しなければならない。
2. 入会日は、入会申し込み日にかかわらず、入会年度の4月1日付とする。
- 第 2 条 本法人の会員の会費は次の通りとする。
- (1) 正会員（社員）
- | | | |
|-------|----|----------|
| 一般会員 | 年額 | 12,000 円 |
| 評議員 | 年額 | 15,000 円 |
| 功労評議員 | 年額 | 12,000 円 |
| 学生会員 | 年額 | 3,000 円 |
- (2) 賛助会員 年額 一口 100,000 円
- (3) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
2. 会費の適用期間は4月1日から翌3月31日までとする。
- 第 3 条 入会が承認された場合には、その氏名を機関誌に掲載する。
- 第 4 条 会員はその年度の6月1日までに、会費を本法人事務所に納入するものとする。
- 第 5 条 学部学生、大学院生であることが証明できる者は学生会員とする。なお、研究生や聴講生などは除外する。
- (1) 初期研修医(卒後2年間)も上記同様、その身分を証明できる者は学生会員とする。
- (2) 学生会員には選挙権を付与しない。
2. 退会を希望する者は、その旨代表理事あて本法人事務所に申し出るものとする。
3. なお、正会員は3年以上の会費が未納の場合には、自然退会とみなす。

第二章 評議員及び評議員会

- 第 6 条 本法人は、評議員をおき、その定数は正会員の五分の一以内とする。評議員は理事会または各種委員会委員長の依頼により会務を遂行する。
2. 理事会は、別途定める選考規程により、一般会員の中から評議員を選任する。
3. 評議員の任期は4年とし、理事会承認により再任される。
4. 評議員は、役員選挙の被選挙権、学術総会会長候補者選挙の選挙権及び被選挙権並びに学術総会プログラム委員会領域別委員候補者選挙の選挙権を有する。また、別途定める条件下で臨床内分泌代謝 Update および内分泌代謝学サマーセミナーの会長候補者となることができる。
5. 評議員は、新評議員及び入会者を推薦することができる。
6. 評議員は満65歳の誕生日をむかえた年度末をもって、その任期を満了するものとし、4月1日より功労評議員となる。但し、退任評議員が役員または幹事の場合には、別途定める理事・監事定年制の内規に従う。
- 第 7 条 評議員は評議員会を組織して、この細則に定める事項を行うが、理事会及び総会の権限を侵害することはできない。
- 第 8 条 評議員会は毎年1回総会に先立って、代表理事が招集する。
2. 評議員会の議長は代表理事とする。
3. 評議員会において、学術総会の会長候補者及びプログラム委員会領域別委員候補者の選出を行い、それぞれ総会の承認を得る。

第三章 役 員

- 第 9 条 定款第21条における理事のうち、18名は選挙実施年度直前連続2年以上の会員歴を有する正会員の選挙により選ばれた候補者から総会で選任し、その他理事7名以内を、代表理事の推薦により総会で選任する。選挙による理事は理事会推薦及び総会の選任決議を経てもう1期再任できる。2期終了後も被選挙権を有し、以後重任を妨げない。
2. 監事は、2年以上の会員歴を有する正会員の選挙により選ばれた候補者から総会で選任する。監事は、理事会推薦及び総会の選任決議を経てもう1期再任でき、2期終了後も被選挙権を有し、以後重任を妨げない。
3. 代表理事は理事会の選定決議を経てもう1期を上限として再任できる。
- 第 10 条 前条に記載した選挙は、代表理事が委嘱した選挙管理委員会が、郵便投票により行う。
- 第 11 条 理事・監事の選挙は、全国区で行う。
- 第 12 条 2年以上の会員歴を有する正会員は、評議員の立候補者(被選挙人)より、2年毎に理事候補者を選挙により選出する。理事候補者数は、「基礎」、「臨床・内科」、「臨床・内科以外」の選挙権者の割合や学会の方針等を参考に3領域に割り当てることとし、具体数は理事会において算定し、総会の承認を得る。

2. 前項の規定により3領域に割り当てられた立候補者の数が、それぞれの割り当てられた数を越えない場合は、その領域については投票を行わないものとし、立候補者全員が無投票で候補者に選ばれるものとする。
- 第13条 監事候補者は評議員の立候補者(被選挙人)より2名選出する。監事の選挙は、2年毎に理事選挙と同時にを行う。
2. 理事・監事の選挙においては、選挙の結果、得票数最上位の者から順に定数の枠に達するまで選出する。また、同得票の者が複数ある場合は、会員歴の長い者を選出するものとする。
 3. 第1項の規定による立候補者の数がその選挙において選挙すべき数を越えない場合は、投票を行わないものとし、立候補者全員が無投票で候補者に選ばれるものとする。
- 第14条 選挙された理事・監事が任期の途中で辞任し補充が必要なときは、当該領域の被選挙人のうちから次点のものを繰り上げる、もしくは代表理事が、適任を選出し総会で選任する。新たに選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 学術総会会長

- 第15条 会長候補者選定委員会により推薦された学術総会会長候補者は、理事会の審議、評議員会での選挙、総会での承認を得て学術総会会長に決定される。
- 第16条 学術総会会長は年次学術総会の運営にあたる。
- 第17条 代表理事は、評議員会の5箇月前までに各評議員へ通知し、次々々期学術総会会長候補の立候補を受け付ける。また、代表理事は一定のノミネート期間を設け、自薦・他薦に加え、支部グループや領域別グループからノミネートを受け付ける。
2. 会長候補者選定委員会は、立候補者の所信を参考に、業績と学会の将来を勘案して、次々々期学術総会会長候補者を3名以内に絞り込み、理事会の承認を得て評議員会に提案する。
 3. 評議員会は提案された候補者について選挙を行い、有効投票の過半数の支持を得た場合、次々々期学術総会会長候補者とする。次々々期学術総会会長候補者は、評議員会後の総会承認を得て正式に会長に決定される。
- 第18条 学術総会会長が任期途中で辞任したときは、理事会が会長代行を指名する。臨床内分泌代謝 Update 及び内分泌代謝学サマーセミナーの会長についても同様とする。

第五章 会務の分担、部会及び委員会

- 第19条 会務を担当する基幹組織として、庶務、財務、学術刊行、教育育成、広報連携の5部会を設け、各部会の下に関連する委員会を置く。
2. 部会は、関連する委員会が理事会へ提出する審議又は報告事項の内容を調整又は確認する。
 3. 各委員会の内規は別途これを定める。
 4. 代表理事は役員の中から、部会長(=筆頭理事)、副部会長、委員長を推薦する。また、代表理事は必要に応じ若干名の副代表理事を補佐役として指名することができる。いずれも理事会の承認を得る。
 5. 原則として各委員長は副委員長及び委員を推薦し、代表理事、副代表理事及び当該部会長(=筆頭理事)の承認を得て理事会に報告する。但し、賞に係わる委員会の委員はすべて理事会承認を要す。
 6. 代表理事は必要に応じ筆頭理事会を開催することができる。筆頭理事会は本法人の運営全般に係わる方針等を理事会に提案する。
 7. 代表理事は必要に応じ会務を担当し理事会に出席する幹事を若干名推薦することができる。任期は2年とし、理事会の承認を得る。再任は妨げない。なお、幹事は会務担当にあたっては理事相当とする。
- 第20条 庶務部会の構成
- (1) 庶務委員会
 - ① 会員資格審査小委員会
 - (2) 倫理・利益相反委員会
 - (3) 研究不正防止委員会
 - (4) 医療事故調査制度委員会
 - (5) 保険委員会
 - (6) 用語集策定委員会
 - (7) 災害対策委員会
- 第21条 財務部会の構成
- (1) 財務委員会
- 第22条 学術刊行部会の構成
- (1) 刊行委員会
 - ① Endocrine Journal 編集委員会
 - (2) 国際交流委員会
 - (3) 国内交流委員会
 - (4) 学会賞等推薦委員会
 - (5) 学会賞等選考委員会
 - (6) 研究奨励賞選考委員会
 - ① 若手研究奨励賞(YIA)判定委員会
 - ② YIA 評価委員会
 - (7) 会長候補者選定委員会
- 第23条 教育育成部会の構成
- (1) 専門医委員会
 - ① 試験小委員会
 - (2) 専門医制度改革対応委員会
 - (3) 移行期医療委員会
 - (4) 臨床重要課題委員会
 - (5) 生涯教育委員会

- (6) 中堅若手育成委員会(基礎)
 - ① 中堅若手の会
- (7) 若手臨床内分泌医育成委員会(臨床)
- (8) 男女共同参画推進委員会(JES We Can)
 - ① 女性医師応援小委員会(JES We Can-C)
 - ② 女性研究者応援小委員会(JES We Can-B)

- 第 24 条 広報連携部会の構成
- (1) WEB 広報委員会
 - ① ホームページ小委員会
 - (2) 関連領域連携委員会
 - (3) 分科会連携委員会

- 第 25 条 部会に属さない委員会
- (1) 学術総会プログラム委員会
 - (2) 選挙管理委員会

第六章 機 関 誌

- 第 26 条 本法人は、機関誌として、欧文誌(EJ)と和文誌(日本内分泌学会雑誌)を刊行する。和文誌は学会抄録号、特集号、増刊号、会員連絡号(JES News)などとして刊行する。
- 第 27 条 会員以外で機関誌を購読する者は、雑誌購読負担金を納入するものとする。
- 第 28 条 機関誌への投稿は一般公開とする。

第七章 年次学術総会

- 第 29 条 年次学術総会は、第■回日本内分泌学会学術総会と呼称する。
- 第 30 条 年次学術総会の会期は、原則として3日以内とする。
- 第 31 条 年次学術総会における講演抄録は、日本内分泌学会雑誌に掲載し会員に配布する。
- 第 32 条 年次学術総会における演題を選定するため、演題選定委員会をおく。委員は地域、専門領域及び開催地を考慮して代表理事が委嘱する。
- 第 33 条 年次学術総会の経費は、本法人の学術集会費などをもって充てる。会長は収支決算書を作成し、代表理事に報告する。
- 第 34 条 年次学術総会における業績発表の筆頭演者は会員に限る。但し、会長が特に委嘱するものはこの限りではない。

第八章 事業計画及び収支予算

- 第 35 条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

第九章 支 部

- 第 36 条 本法人に地方組織として支部を置く。
- 第 37 条 支部を置く場合には、理事会の議を経なければならない。
- 第 38 条 支部の会員は原則として日本内分泌学会会員とする。
- 第 39 条 支部の運営は、別に定める日本内分泌学会支部内規に基づき、各支部において定める会則により行う。支部会則は理事会に報告するものとする。

第十章 分 科 会

- 第 40 条 本法人に、内分泌代謝学の情報交換を行う学術団体として分科会を置くことができる。
- 第 41 条 分科会を置く場合には、理事会及び総会の議を経なければならない。
- 第 42 条 分科会の運営は、別に定める各分科会会則により独自に行う。但し、日本内分泌学会と分科会との関係に重大な影響を及ぼす事項については、日本内分泌学会の承認を得る。
- 第 43 条 分科会理事長又はその代理者は、オブザーバーとして日本内分泌学会理事会に出席することができる。

第十一章 会員への通知

- 第 44 条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

第十二章 職 員

- 第 45 条 本法人の事務を処理するため、事務所及び必要な職員を置く。
2. 職員は、代表理事が任免する。
 3. 職員は、別途定めるところにより有給とする。

第十三章 書類の保存

- 第 46 条 事務所が保存すべき書類の種類及びその保存期間については、別途定める。

第十四章 雑 則

- 第 47 条 定款及び本細則の施行に関し必要な内規は、理事会の議を経てその都度別にこれを定める。
- 第 48 条 本細則を改正するためには、理事会及び総会の議決を経なければならない。但し、第五章の条項に関しては理事会の議決をもって改訂できるものとする。
- 第 49 条 本細則は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。